

岩手県大船渡市、陸前高田市における 震災がれき処理状況確認のための視察報告

実施日 2012年5月13日(日)～5月15日(火)



参加 日本共産党横浜市議団7名

(大貫憲夫議員、岩崎ひろし議員、あらき由美子議員、白井まさ子議員、古谷やすひこ議員、足立信昭事務局長、藤田晴美事務局員)

1. 視察目的

東日本大震災で発生した宮城、岩手両県のがれき処理について、国は県外での広域処理の方針を立て、神奈川県と横浜市にも受け入れを要請しています。

神奈川県には、岩手県大船渡市、陸前高田市等の木くず12万トンが割り当てられています(資料1、2)。12万トンのうち、横浜分はどれだけかは国は明示していません。林市長は、受け入れの意向を再三表明しています。

広域処理については、放射性物質の人工的拡散になるとして、市民のなかで議論となっている問題です。がれきの焼却に伴う放射性物質の濃縮、排気による放射性物質の拡散、飛灰の処理方法、焼却灰の処分場での放射線量などへの懸念や不安に対し、国は責任をもった対応をしていません。また、下水汚泥焼却灰の最終処分方法も定まっていない中で、広域処理について市民的合意が得られないのも当然です。

予算議会では、被災地がれきの焼却・埋め立てなどの受け入れを拒否することと並行し、被災地がれきの現地処分の積極的支援を進めることを求める請願が審議されました。党議員団は、採択を主張しました。

その一方で、被災地の復興の妨げとなっているとして、受け入れは当然とする声も市民のなかから上がっています。国は、「災害廃棄物の処理は喫緊の課題」、「災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提で速やかな処理をすすめるなければならない」、「最終処分場を含



写真1-1 大船渡民主商工会で説明を聞く議員団

め、処理能力が大幅に不足している」と広域処理の必要性を訴えています。

今回の視察は、現地での処理状況等を現認して、国がどのように本当に復興の手かせ、足かせとなっているかどうか判断の材料を得るために行ったものです。

2. 視察行程にそった報告

2-1. 5月14日

この日の大船渡市の視察先は、5か所の第一次集積所と1か所の第二次集積所で、懇談は、岩手県建設業協会大船渡支部と大船渡民主商工会と行うことが出来ました。

1) 最初に訪問した大船渡民主商工会で、がれき処理の現況についての認識を問うたところ、「ここ大船渡市は県内でも一番がれき処理が進んでいるところ。地元にある太平洋セメントで焼却が進み、県内でも一番処理がすすんでいる。復興のための需要を見込んで住友セメントが工場を近くに建設する予定、がれき処理作業では、二次集積所では手で分けていて一定雇用にもつながっている」とのことでした。生業の再建には3/4の補助金があっても、土地の利用計画が定まっていないことがネックだと強調されました(写真1 1、2)。

2) 懇談のあと、太平洋セメントに近い二か所の一次集積所(赤崎小、赤崎中)と二次集積所を現地調査しました。

赤崎小はすでに全量処理されていて下車



写真1-2 大船渡民主商工会で記念撮影



閣 副 第 1 8 7 号

平成 24 年 3 月 23 日

横浜市長
林 文子 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別
措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生し、岩手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分となっています。

この災害廃棄物の処理は喫緊の課題となっており、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理のために必要な措置を広域的に講ずる責務を有しています。

被災地における災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、速やかに処理を進めなければならず、現地では全力を挙げて再生利用や仮設焼却炉の設置による処理を進めていますが、それでも最終処分場を含め、処理能力が大幅に不足しています。

以上の状況に鑑み、平成 24 年 3 月 13 日、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」を開催し、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、地方公共団体に対する広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。神奈川県におかれては、既に災害廃棄物の広域処理について御検討をいただいているところ、本件の緊要性を踏まえ、私としても、貴職の具体的な協力を要請します。

(神奈川県へ広域処理を要請する災害廃棄物)

災害廃棄物搬出例	岩手県大船渡市、陸前高田市等
災害廃棄物の種類	木くず
災害廃棄物の数量	131 (千トン)



写真2 赤崎小学校

するまでもありませんでした（写真2）。

稼働中の赤崎中では、かつては大きな山だったというがれきが校庭の一角に小さくなっていました（写真3 - 1、2）。

海岸の埋め立て地にある二次集積場では、数十台の重機が動き、ダンプが頻繁に出入りしていました。一次集積所で粗選別され、

ダンプで搬入されたがれきは、木質系混合物、がれき混合物、木くずの3ラインで破砕・分別作業が行われていました（写真4 - 1、2、3、4）

ここで分別されたがれきがどう再利用、最終処分されているのか、いくのかについては、現場でデータをえることはできません



写真4-1 第二次集積場



写真3-1 赤崎中学校



写真4-2 第二次集積場の壁に、赤崎小学校と蛸ノ浦小学校の生徒たちの卒業制作の絵が掲示



写真3-2 がれき仮置場の看板



写真4-3 第二次集積場にがれきを運ぶトラック



写真4-1 二次選別所の平面図の看板

んでしたが、国の資料では、すでに30%が処理済みとなっています。そのためか、破碎・分別された品目の山はそれほど高くはありませんでした。

3) その後、岩手県建設業協会大船渡支部を訪問。会員の被災状況、がれき処理の現状、同業務の雇用・経済効果、復興事業での低価格入札問題など、様々な課題について意見交換しました。広域処理については、「私のレベルでは、外にもっていくとは聞いていない」というコメントがありました(写真5)。なお、この件については、市内の集積場(仮置き場)の場所を調べるために尋ねた市役所に対応された市職員(復興局)も同様の反応でした。



写真5 岩手県建設業協会大船渡支部で意見交換



写真6 山の中の集積所(大船渡市)

4) 市役所で紹介された3か所の集積所を巡って、立地条件や稼働状況等をつぶさに調査しました。

1か所目は、まったく住民の目には入らない山の中に設置されていました(写真6)。

2か所目は、海水浴場として利用されて



写真7-1 海辺の集積所(大船渡市)



写真7-2 海辺の集積所を見学する市議団(大船渡市)



写真8-1 河口部水田の集積所（大船渡市）



写真9 陸前高田市役所でレクチャー）



写真8-2 河口部水田の集積所（大船渡市）

いた湾奥の海辺に立地し、木材、石など分別作業がすすんでいます（写真7 - 1、2）。

3か所目は、河口部に位置する水田を使っていた。ちょうど廃船を解体するところでした（写真8 - 1、2）

2 - 2 . 5月15日

この日は、陸前高田市です。

まず、仮設の市役所で、日本共産党川崎市議団とともに議会事務局の職員（県から派遣）からレクチャーを受けました（写真9）。

その際、「陸前高田市における災害廃棄物の処理について」と題するペーパーが配布されました（資料3）。

処理方法が未定の堆積物を除くと、処理率は10%です。この表からいえることは、がれきはほとんど再資源化・リサイクルされること、処理方法はすでに定まっています、広域処理を想定していないことです。国の指針によ



写真10-1 陸前高田市の一次集積所で、党川崎市議団と一緒に説明をうける市議団

ると、処理期限は、腐敗性のある廃棄物は、速やかに処分。木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものは、適切な期間を設定。その他は、2014年3月末となっています。陸前高田市では期限が設定されている品目のうち、不燃物だけが大きく期限をこえる見込みとなっています。可燃物である木くずは、太平洋セメントで期限内に全量焼却されます。

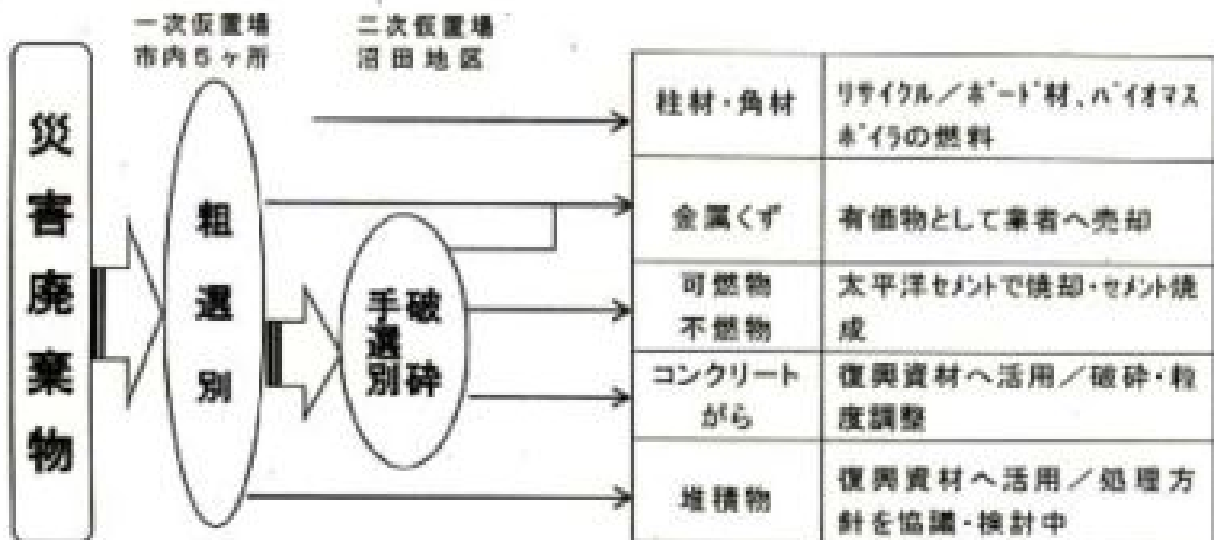
説明員も、「燃えるものは（自己）処理していきたい」「燃えないものはどこに受け入れてもらうのが良いのか県と協議中」と述べられました。

レクチャーのあと、市内の一次集積所（写真10 - 1、2）、二次集積所（写真11）を巡りました。二次集積所で稼働中の重機数は40台余りで、処理は軌道に乗っていることを現認しました。

陸前高田市における災害廃棄物の処理について

1 災害廃棄物処理の基本的考え方

市内で発生した災害廃棄物を安全かつ迅速に処理するため、解体・撤去の段階から分別を徹底するとともに、一次仮置場における粗選別、二次仮置場における手選別と破砕を実施したうえで、焼却等については太平洋セメント大船渡工場を中心とした処理を進めている。



2 災害廃棄物発生量・処理量

(受託業者調べ H24.4 時点)

	発生量(t)	処理量(t)	残量(t)	処理方法	処理に要す る期間	備 考
柱材・角材	43,873	0	43,873	リサイクル	340日	本年度中に処理開始予定
金属くず	47,156	10,571	36,585	売却	610日	
コンクリート がら	483,275	56,468	426,807	リサイクル		再生骨材
可燃物	191,762	21,132	170,630	太平洋セメント で焼却・焼成	570日	日処理量(可燃 300t 不燃 100t)
不燃物	220,000	10,875	209,125		2,100日	
堆積物	516,113	148	515,965	協議・検討中		
その他	2,224	6,428	-4,204	沿岸南部クリーン センター焼却 業者処理	170日	発生量に漁網・漁具 を含めていないため、 残量が負表示
合計	1,504,403	105,622	1,398,781	—	—	

※発生量に公物解体分 90,000 を含まない。



写真10-2 陸前高田市の一次集積所



写真11 陸前高田市の二次集積所

3. 党議員団として確認した点

【大船渡市について】

- (1) 市内の1次集積所は生活圏のなかにあるのは一部で、しかも赤崎小、赤崎中に見るように、二次集積所への移動等で、処理がすすんでいる。また、その他の集積所も人里離れた山間部や海辺にあり、街や地域の再生の障害物とは言い切ることはできない。
- (2) 業者団体が復興のネックは土地利用計画の遅れと指摘した点は、政治の役割を期待しているものと受け止めることが重要である。
- (3) がれきの処理に関し、特殊技術以外の仕事は、すべて地元業者に発注している。これは、他の自治体と異なり、市が回収・運搬から分別、破碎まで一手に責任をもってすすめているから実現したことである。

【陸前高田市】

- (1) がれきの山が旧市街地に集中し、大船渡市と違い、その解決が復興にとって重要不可欠なことは国の云う通りである。
- (2) しかし、町の復興計画の裏付けとなる国、県の事業（堤防、鉄道、道路）の内容が未定の現状では、旧市街地の土地利用計画はすすめることができない。
よって、がれき処理は、市の計画通りのテナポでよいということになる。
- (3) 市の計画では、国が神奈川県に要請している可燃物の木くずの処分は想定してい

ない。国の計画は当該の自治体の意向と無関係につくられているとしたら、広域処理計画そのものの正当性がなくなる。

このように、現地の実情と国の広域処理方針は、マッチングしていないことが明白になった今、国の要請にそって、受け入れにむけて準備している市長の姿勢は誤っていると言わざるをえません。

党議員団として、今回の視察の成果を、委員会質疑などで、市政に反映させます。

2012年5月18日 政務調査員・足立信昭